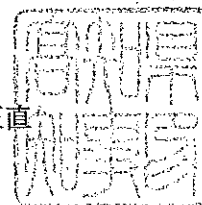


高知県個人情報保護制度委員会 様

高知県個人情報保護条例第 35 条第 1 項の規定に基づき、下記について協議します。

平成 30 年 6 月 15 日

高知県知事 尾崎 正直



記

1 要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項

平成 13 年 9 月 21 日付け答申で承認を受けた下表の解釈・運用について。

番号	担当課室	事務の名称	収集先	収集する理由又は必要性
2	各課室所	県民等からの相談、要望、陳情、意見等その他県民等の自由な意思により提供される情報に含まれる場合	本人を含む県民等	県民等から寄せられた相談、要望、陳情、意見等や、県等が行う意見交換会等での意見の中には、思想、信条等に関する個人情報が含まれる場合があるが、これらの情報は、相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、収集の選択の余地がない。

H13. 9. 21 付け答申番号 2 で承認を受けた事項に係る解釈・運用について

個人情報保護制度委員会への諮問の結果、実施機関共通で要配慮個人情報の収集の制限に係る例外として取り扱うこととした事項については、文書情報課の作成する「個人情報保護条例 解釈・運用基準」に記載し、イントラネットに掲載することにより、職員に周知をしているところ。

昨年 9 月の要配慮個人情報の明確化に伴い、以下の事項について、解釈・運用基準の記載を次のとおり変更し、職員に周知することについて協議するもの。

【明示することが必要な事項】

各種申請によって提供される情報に要配慮個人情報が含まれる場合は、H13.9.21 付け答申番号 2 に基づき、収集の制限に係る例外として取り扱う。(成年後見人が本人を代理して申請する場合など)

○事務局の考え方

→ これまで申請によって、結果として要配慮個人情報を収集してしまう場合については、「意見等その他県民等の自由な意思により提供される情報に含まれる場合」に該当するとして、対応してきたところ。

→ 収集の制限の例外として取り扱う運用に変わりはないものの、答申番号 2 の項目に「申請」を明記することにより、職員への周知を図ることとしたい。

1 現在の記載内容 (H13. 9. 21 付け答申番号 2 に基づき記載)

項 目	収集する個人情報	要配慮個人情報を収集する理由又は必要性等
県民等からの相談、要望、陳情、意見等その他県民等の自由な意思により提供される情報に含まれる場合	思想、信条、信教、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	県民等から寄せられた相談、要望、陳情、意見等や県等が行う意見交換会等での意見の中には、思想、信条等に関する個人情報が含まれる場合があるが、これらの情報は、相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、収集の選択の余地がない

※ 上記の「収集する個人情報」欄の「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」は、現在の条例の「社会的身分、病歴、犯罪の経歴及び犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱に特に配慮を要するものとして実施機関が定める事項」と読み替えます。

2 記載変更 (案)

要配慮個人情報の明確化を踏まえ、解釈で対応していた部分を明確化

項 目	収集する個人情報	要配慮個人情報を収集する理由又は必要性等
県民等からなされる申請、相談、要望、陳情、意見等その他県民等の自由な意思により提供される情報に含まれる場合	思想、信条、信教、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	県民等からなされる申請、相談、要望、陳情、意見等や県等が行う意見交換会等での意見の中には、思想、信条、 <u>信教</u> 、 <u>社会的差別の原因</u> となるおそれのある個人情報が含まれる場合があるが、これらの情報は、 <u>申請者等</u> の意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、収集の選択の余地がない

※ 上記の「収集する個人情報」欄の「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」は、現在の条例の「社会的身分、病歴、犯罪の経歴及び犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱に特に配慮を要するものとして実施機関が定める事項」と読み替えます。

【関連規程】

○高知県個人情報保護条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 特定の個人を識別することができる(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)。ただし、個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。))を除く。
 - イ 個人識別符号が含まれるもの
- (2) 要配慮個人情報 本人の人種、思想、信条、信教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴及び犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める事項が含まれる個人情報をいう。
- (3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 実施機関 知事、議会(議長及び事務局に限る。)、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人をいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第16条第4号において「法人等」という。))及び事業を営む個人をいう。
- (6) 公文書 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。))が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。))並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))であつて、組織的に用いるものとして実施機関において管理しているものをいう。
- (7) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条並びに次条第1項並びに第10条第1項及び第2項において同じ。)を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。ただし、公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するときは、この限りでない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (2) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会(第35条第1項の規

定により置かれる高知県個人情報保護制度委員会をいう。以下同じ。)の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるとき。

- 4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規定に基づき収集するとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 他の実施機関から提供を受けて収集するとき。
 - (6) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは当該個人情報に係る個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるときその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- 5 特定個人情報(番号法第2条第8項に規定する特定個人情報を除く。第10条第3項において同じ。)の収集については、番号法第20条の規定を準用する。

○知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則

(要配慮個人情報)

第1条の2 条例第2条第2号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
- (6) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けたこと。
- (7) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人であること。

第8条 収集の制限

第8条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条並びに次条第1項並びに第10条第1項及び第2項において同じ。)を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。ただし、公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するときは、この限りでない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会(第35条第1項の規定により置かれる高知県個人情報保護制度委員会をいう。以下同じ。)の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の規定に基づき収集するとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 他の実施機関から提供を受けて収集するとき。

(6) 公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは当該個人情報に係る個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるときその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。

5 特定個人情報(番号法第2条第8項に規定する特定個人情報を除く。第10条第3項において同じ。)の収集については、番号法第20条の規定を準用する。

【趣旨】

この条は、個人情報を収集する際の基準を定めたものであり、収集方法、収集先及び収集内容について一定の制限を設けたものです。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

- (1) 「(特定個人情報を除く。以下この条並びに次条第1項並びに第10条第1項及び第2項において同じ。)」とは、番号法に特定個人情報の収集、利用及び提供に関する規定があり、何人もその対象としていることから、特定個人情報の取扱いに関しては番号法の規定を直接適用することとし、この条例の規定は適用しないこととしたものです。
- (2) 「個人情報を収集するとき」とは、個人情報を調査等により取得する場合のほか、法令等の規定に基づく申請、申告、申込み、届出等や診療、相談等により取得する場合も含まれます。
- (3) 「あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし」とは、個人情報を収集する場合には、個人情報取扱事務を担当する本庁各課室及び各出先機関においてあらかじめ当該個人情報取扱事務の目的を明確にしておくことをいい、個人情報取扱事務の目的は、登録簿に記載することにより県民等に明らかになります。
- (4) 「当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲」とは、当該個人情報取扱事務を行う上で、その目的を達成するために必要とされる個人情報の範囲をいい、不必要、過剰な収集を禁じるものです。
- (5) 本項ただし書は、公安委員会等が警察の責務の遂行を目的として個人情報を収集するときは、目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならないとする原則の例外として取り扱うことを定めたものです。これは、警察活動における個人情報の収集には、多種多様なケースが想定され、収集する目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しては、警察の責務の遂行に支障を生じるおそれがあるからです。

2 第2項関係

「適法かつ公正な手段」とは、法令等の規範に違反しておらず、社会通念上正当であると客観的に判断されることをいいます。

3 第3項関係

- (1) 要配慮個人情報は、基本的人権にかかわるものであり、不適正に取り扱われた場合には、個人の権利利益を侵害するおそれ大きいことから、原則として収集を禁止することを定めたものです。

- (2) 第1号の「法令又は他の条例」とは、法律、政令、省令及びこの条例以外の条例（これらの委任を受けた規則を含む。）をいいます。

「法令又は他の条例に定めがあるとき」とは、次のようなものがあり、要配慮個人情報の収集について法令等に規定があることが必要となります。

ア 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条

公職の候補者に係る本籍、所属政党等に関する届出書

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条

職員採用の際の欠格条項

- (3) 第2号は、公安委員会等が警察の責務の遂行を目的として個人情報を収集するときは、思想、信条及び信教に関する個人情報を収集してはならないとする原則の例外として取り扱うことを定めたものです。これは、テロのように犯罪行為と思想・信条が密接に結びついている事件や保護の事務のように病歴等の情報を収集しなければならない場合が想定されるなど、これらの情報を収集しなければ警察の責務の遂行に支障を生じるおそれがあるからです。
- (4) 「事務の目的を達成するために実施機関が必要があると認め」とは、法令等の根拠はないが、

当該個人情報を収集しなければ事務の目的達成が困難になると認められる場合をいいます。

- (5) 「高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で」収集する場合として、制度委員会の意見を聴いた結果、実施機関共通の例外として次表のような事項が挙げられます。

要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項

答申 番号	項 目	収集する個人情報	要配慮個人情報を収集する理由又は必要性 等
2	県民等からの相談、要望、陳情、意見等その他県民等の自由な意思により提供される情報に含まれる場合	思想、信条、信教、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	県民等から寄せられた相談、要望、陳情、意見等や、県等が行う意見交換会等での意見の中には、思想、信条等に関する個人情報が含まれる場合があるが、これらの情報は、相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、収集の選択の余地がない。
	作文等のコンクールや試験等を行う事務において、作文、論文等の中に含まれる場合	思想、信条、信教、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	各種のコンクールや試験の作文、論文等の記述内容は、個人の自由な意思に基づき記述されている。その中には思想、信条に関する個人情報が記述されている場合があり、事務の性質上これらの個人情報を収集することとなる。
	栄典、表彰等の事務を行う中で、選考対象者、候補者の個人情報を収集する場合	犯罪歴	栄典、表彰等を行う場合、犯罪歴を有する者が選考対象者、候補者となることは社会通念上そぐわないことから、選考事務を行う上で犯罪歴等の有無を確認する必要がある。
	委員、講師、指導者、助言者等を選任又は推薦する事務において候補者の主張、思想等に関する個人情報を収集する場合	思想、信条、信教	委員等の選任に当たっては、適任者を選任する過程において、個人の主張、思想等に関する個人情報を収集する場合がある。
	海外からの研修生、来訪者等の受け入れを行う事務において、当該研修生等の個人情報を収集する場合	思想、信条、信教	海外からの研修生や来訪者等を受け入れるに当たって、研修生等の滞在中の快適な生活を実現するため食事の制限や生活習慣等について把握するに当たり、思想、信条に関する個人情報を収集することとなる場合や、研修生等の一方的な意思により、信教に関する個人情報が提供される場合がある。

答申 番号	項 目	収集する個人情報	要配慮個人情報を収集する理由又は必要性 等
2	病院、保健所等の機関において、診察、疾病の予防等を的確に行うため、患者等の個人情報を収集する場合	思想、信条、信教、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	医療機関や保健所等において、患者や受診者等の病状等に合わせた的確な治療行為や予防等のための行為を行うためには、当該患者等の生活観や生活歴等を聴取することがあるが、この中で思想、信条等に関する個人情報や、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集する場合がある。
	職員や委員の任免等を行う事務の中で、個人情報を収集する場合	社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	公務に従事する職員の任免等を行う事務においては、任用するに当たっての適格性の審査や免職等の処分に当たっての事案に応じた的確な処理を行うため、身体状況、犯罪歴等に関する個人情報を収集する必要がある場合がある。
	同和問題に関する事務事業を行う中で、必要な個人情報を収集する場合	社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	同和問題に関する事務事業を行うに当たって、その対象となる者に関する個人情報を収集する必要がある場合がある。
	公共事業において土地等を取得する際に墳墓、神社等の施設の改葬や移転を行うため個人情報を収集する場合	信教	公共事業等において土地や家屋等を取得する場合、墳墓や神社、教会等の改葬、移転等が必要となる場合において、その改葬、移転、供養、祭礼に要する費用や補償額の算定のため、所有者の信仰に関する個人情報を収集する場合がある。
257	税外未収金の管理・回収に関する事務	病歴、障害の状況・難病等、生活保護の受給、成年被後見人・被保佐人・被補助人	各課事務で発生した税外未収金の滞納債権に係る管理・回収の事務において、債務者及び保証人の債務履行能力を判断するための情報の収集が必要であるため。
	特定の疾患、障害等を持つ者（特定の疾患、障害等を持つ者に対し必要な支援を行う者を含む）に対して行う、給付金やサービス給付、病歴や身体状況等に応じた適切な配慮等の支援に当たり、支援の対象となる要件を確認するために必要な	病歴、障害の状況・難病等、保健指導・診療・調剤、生活保護の受給	特定の疾病、障害等を持つ者やその方々に対し必要な支援を行う者に対して行う給付金（補助金等を含む）、サービス給付、身体状況等に応じた適切な配慮等の支援を行う事務では、その支援が適切であるかの確認を行うため、特定の疾病、障害等をもつ者の病歴や障害等の情報を取り扱う必要があるため。

答申 番号	項 目	収集する個人情報	要配慮個人情報を収集する理由又は必要性 等
	要配慮個人情報を収集する 場合		
257	児童、生徒、学生（これらの者に必要な支援を行う者を含む）に対して行われる給付金、貸付、負担の軽減等の支援を行うに当たり、支援の対象となる要件を確認するために必要な要配慮個人情報を収集する場合	病歴、障害の状況・難病等、保健指導・診療・調剤、生活保護の受給	児童（乳児、幼児を含む）、生徒、学生、また、これらの者を支援する保護者や教育機関等に対して必要な支援を行うに当たって、負担能力等の支援要件を確認するため、本人もしくは本人が属する世帯等の生活保護の受給の状況をはじめ、病歴や障害の程度等の情報を取得することとなる。 しかし、これらの事務について規定する法令等に要配慮個人情報の収集について定めがなく、要綱等に基づき収集が行われることが多いため。

※ 上記の「収集する個人情報」欄の「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」は、現在の条例の「社会的身分、病歴、犯罪の経歴及び犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める事項」と読み替えます。

[参考]

「要配慮個人情報の収集の制限」の例外事項（263 ページ）